

議案第 66 号

三田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

三田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 27 年 8 月 25 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 三田市手数料条例（昭和51年三田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第15号の次に次の1号を加える。

(15)の2 個人番号通知カードの再交付手数料(個人番号通知カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。) 1枚につき 500円

第2条 三田市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第15号を次のように改める。

(15) 個人番号カードの再交付手数料(個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。) 1枚につき 800円

付 則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。